

静岡県告示第269号

静岡県陽子線治療資金利子補給金交付要綱（平成15年静岡県告示第1062号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この要綱において「金融機関」とは、次に掲げる金融機関等をいう。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）</u> 第2条に規定する長期信用銀行</p> <p><u>(7) 日本銀行法（平成9年法律第89号）</u>による日本銀行</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 証券取引法（昭和23年法律第25号）</u>第2条第9項に規定する証券会社</p> <p><u>(13)・(14)</u> (略)</p> <p><u>(15) 社会福祉・医療事業団法（昭和59年法律第75号）</u>による事業団</p> <p>(16) (略)</p> <p>3 この要綱において「証書貸付」とは、貸し付けに当たり債務者が金融機関に融資条件を明記した借用証書（以下「金銭消費貸借証書」という。）を差し入れ、融資を受ける形態をいう。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(対象借入金)</p> <p>第4条 対象となる借入金は、陽子線治療に係る費用に充てるため金融機関から証書貸付により融資を受けた借入金（以下「利子補給対象資金」という。）であって、<u>260万円</u>を限度とする。</p> <p>(対象利子)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この要綱において「金融機関」とは、次に掲げる金融機関等をいう。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）</u>第2条第9項に規定する金融商品取引業者</p> <p><u>(11)・(12)</u> (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>3 この要綱において「証書貸付」とは、貸付けに当たり債務者が金融機関に融資条件を明記した借用証書（以下「金銭消費貸借証書」という。）を差し入れ、融資を受ける形態をいう。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(対象借入金)</p> <p>第4条 対象となる借入金は、陽子線治療に係る費用に充てるため金融機関から証書貸付により融資を受けた借入金（以下「利子補給対象資金」という。）であって、<u>290万円</u>を限度とする。</p> <p>(対象利子)</p> <p>第5条 (略)</p>

2 (略)	2 (略)
<u>2</u> (略)	<u>3</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号中「平成 年 月 日～平成 年 月 日」を「 年 月 日～ 年 月 日」に、「、支払い計画書」を「及び金融機関で発行する返済予定表の写し」に改める。

様式第3号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「※ 当該様式を証明してもらう場合は、支払計画書を持参願います。なお、別途証明手数料が必要となります。」を削る。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の静岡県陽子線治療資金利子補給金交付要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。